















同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事院が定める期間内における二日の範囲内の期間

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

当該期間内における五日の範囲内の期間

十一 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年において五日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日)の範囲内の期間

十二 勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事院が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年において五日(要介護者が一人以上の場合にあっては、十日)の範囲内の期間

十三 職員の親族(別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

十四 職員が父母の追悼のため特別な行事(父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年の年の七月から九月までの期間

(当該期間が業務の繁忙期であることその他  
の業務の事情により当該期間内にこの号の休  
暇の全部又は一部を使用することが困難であ  
ると認められる職員にあっては、一の年の六  
月から十月までの期間)内における、週休  
日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に  
より割り振られた勤務時間の全部について超  
勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び  
代休日を除いて原則として連続する三日範  
囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害により次  
のいずれかに該当する場合その他これらに準  
ずる場合で、職員が勤務しないことが相当で  
あると認められるとき 七日の範囲内の期間  
イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場  
合で、当該職員がその復旧作業等を行い、  
又は一時に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する  
者の生活に必要な水、食料等が著しく不足  
している場合で、当該職員以外にはそれら  
の確保を行うことができないとき。

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通  
機関の事故等により出勤することが著しく困  
難であると認められる場合 必要と認められ  
る期間

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通  
機関の事故等に際して、職員が退勤途上にお  
ける身体の危険を回避するため勤務しないこ  
とがやむを得ないと認められる場合 必要と  
認められる期間

十九 前項第五号の二及び第九号から第十二号まで  
の休暇(以下この条において「特定休暇」とい  
う。)の単位は、一日又は一時間とする。ただ  
し、特定休暇の残日数の全てを使用しようとす  
る場合において、当該残日数に一時間未満の端  
数があるときは、当該残日数の全てを使用する  
ことができる。

二十 一時間を単位として使用した特定休暇を日に  
換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区  
分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一  
日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員  
七時間四十五分

二 各一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務  
時間の時間数(七時間四十五分を超える場合を  
除く)

三 不齊一型短時間勤務職員 七時間四十五分  
（介護休暇）

第二十三条 勤務時間法第二十条第一項に規定する職員の規則で定める期間は、一週間以上の期間とする。

2 勤務時間法第二十条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、各省各府の長に対し行わなければならない。

3 各省各府の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第六項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各府の長に対し申し出なければならない。

5 各省各府の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第三項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、各省各府の長は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合

は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

2 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

**第二十三条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。**

2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

**〔介護時間〕**

**第二十三条の三 介護時間の単位は、三十分とする。**

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児児童休業法第二十六条第一項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

**〔病気休暇及び特別休暇の承認〕**

**第二十四条 勤務時間法第二十一条の人事院規則で定める特別休暇は、第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇とする。**

**第二十五条 各省各庁の長は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第二十七条第一項において同じ。）の請求について、勤務時間法第十八条に定める場合又は第二十二条第一項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。**

**〔介護休暇及び介護時間の承認〕**

**第二十六条 各省各庁の長は、介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間法第二十条第一項又は第二十条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。**

**〔年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等〕**

**第二十七条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇**

簿に記入して各省各庁の長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

第二十二条第一項第七号に掲げる場合に該当することとなつた女子職員は、その旨を速やかに各省各庁の長に届け出るものとする。  
(介護休暇及び介護時間の請求)

第二十八条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に請求しなければならない。

前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間(当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事院が定める場合には、人事院が定める期間)について一括して請求しなければならない。  
(休暇の承認の決定等)

第二十九条 第二十七条第一項又は前条第一項の請求があつた場合においては、各省各庁の長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という)以後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

各省各庁の長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。  
(休暇簿)

第三十条 休暇簿に關し必要な事項は、事務総長が定める。  
(その他の事項)

第三十一条 この章に規定するもののほか、休暇の定め

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情に關し必要な事項は、人事院が定める。

第六章 雜則

より、第三条第一項から第四項まで、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

**第三十三条** 人事院は、必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成六年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 勤務時間法の施行の際現に旧規則一五一ー（職員の勤務時間等の基準）第六条第四項の規定に基づき人事院の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、人事院が別に定める場合を除き、勤務時間法第七条第二項ただし書の規定に基づき人事院と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

3 勤務時間法附則第二条第一項又は第二項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に旧規則一五一ー（第九条第一項若しくは第十条又は旧規則一五一ー三（研究職員等の勤務時間等の基準の特例）第五条の規定に基づき置かれている休息時間については、それぞれ第三十二条の規定に基づき人事院の承認を得た週休日の振替等、休憩時間又は休息時間についての別段の定めとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則一五一ー（第十条の規定に基づき人事院の承認を得てている勤務を要しない日の振替え若しくは半日勤務時間の割振り変更、休憩時間又は休息時間についての別段の定めは、人事院が別に定める場合を除き、それぞれ第三十二条の規定に基づき人事院の承認を得た週休日の振替等、休憩時間又は休息時間についての別段の定めとみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則一五一ー（宿日直勤務）第四条又は第五条の規定に基づき人

事院の承認を得て行うる勤務については、それぞれ第十四条第二項又は第一項の規定に基づき人事院の承認を得たものとみなす。

この規則の施行の日前に使用された旧規則一五一一(職員の休暇)第六条第三号、第七号、第八号、第十号又は第十一号の特別休暇であつて、同一の事由について第二十二条第四号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同条第四号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

この規則の施行の日前に行われた旧規則一五一六条第四号若しくは第五号の規定による申出又は旧規則一五一一第九条第四項の規定による届出であつて、同一の事項について第二十二条第五号若しくは第六号による申出又は第二十七条第三項の規定による届出を行ふ必要のあるものについては、それぞれ第二十二条第五号若しくは第六号又は同項の規定により行われたものとみなす。

この規則の施行の際に旧規則一五一一三第二条の規定に基づき人事院が指定している機関又は業務については、それぞれ第二条の規定に基づき人人事院が指定したものとみなす。

この規則の施行の際に旧規則一五一一三第五条の規定に基づき人事院の承認を得て行うる勤務について、同項第三号に定める時間帯、同項第三号に定める時刻、旧規則一五一条第四条に定める休憩時間又は旧規則一五一条第九条第一項に定める休息時間についての別段の定めは、それぞれ第三十二条の規定に基づき人事院の承認を得た第三条第一項第一号に定める時間帯、同項第一号に定める時刻、第七条第三項に定める休憩時間又は第八条第一項に定める休息時間についての別段の定めとみなす。

附 則(平成六年一月一八日人事院規則一五一一四一二)抄

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第四項の改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

附 則(平成七年三月二八日人事院規則一五一一四一二)

施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成九年六月四日人事院規則）  
（二二）この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月一日人事院規則）  
五一、一四、一この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一六日人事院規則）  
五一、一四、五抄

（施行期日）  
1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月一日人事院規則）  
一五、一、四、七この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月九日人事院規則）  
一五、一、四、八この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日人事院規則）  
一五、一、四、九この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二五日人事院規則）  
一五、一、四、一〇この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（施行期日）  
1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二一日人事院規則）  
一五、一、四、一九この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月一日人事院規則）  
一五、一、四、一〇この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。



1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一日人事院規則一五一一四一三三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。(平成二八年改正法附則第四条の規定による指定期間の指定)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二八年法律第八十号)による規定する職員の申出は、勤務時間法第二十条第項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とするのを希望する日を休暇簿に記入して、各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)に対し行わなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成二八年改正法附則第四条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間を指定するものとする。

3 平成二八年改正法附則第四条に規定する職員(以下「職員」という。)は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

4 各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかるわらず、各省各庁の長は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出が

あつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたる規則一五一一四二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定する。

第三条 前条第一項の指定期間の申出は、この規則の施行の日前においても行なうことができる。

附 則 (平成二九年三月三一日人事院規則一五一一四一三三)

(準備行為)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日人事院規則一五一一四一三四)

(準備行為)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一日人事院規則一五一一四一三六)

(施行期日)

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一日人事院規則一五一一四一三七)

(施行期日)

この規則は、平成三十一年八月三十一日までの間ににおけるこの規則による改正後の規則一五一一四二十六条の二の二第一項第二号(ハに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間(平成三十一年四月以後の期間に限る。)」とする。

附 則 (平成三十一年四月一日人事院規則一五一一四一三八)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月一八日人事院規則一五一一四一四〇) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第二条 令和三年改正法(令和三年法律第六十一号)を改正する法律(令和三年改正法附則第三条による改正前の法をいう。)。

二 令和五年旧法(令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。)

三 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。)

四 暫定再任用短時間勤務職員(令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。)

五 定年前再任用短時間勤務職員(法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)

六 施行日(この規則の施行の日をいう。)

七 旧法再任用職員(施行日前に令和五年旧法第八十二条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。)

八 第二十二条 暫定再任用職員は、第三十四条の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」とみなし、同規則第十八条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。)。

九 第二十二条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十八条の三の規定を適用する。

この規則は、令和五年二月二八日人事院規則一五一一四一四一四)抄

(施行期日)

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日人事院規則一五一一四一四)

(施行期日)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (第十八条の二関係)

別表第一 (第十八条の二関係)

在職期間	一月に達するまでの期間	二月に達するまでの期間	三月に達するまでの期間	四月を超えて五月に達するまでの期間	五月を超えて六月に達するまでの期間	六月を超えて七月に達するまでの期間	七月を超えて八月に達するまでの期間	八月を超えて九月に達するまでの期間	九月を超えて十月に達するまでの期間	十月を超えて十一月に達するまでの期間
日数	二日	三日	五日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日

この規則による改正後の規則一五一一四二十六条の二の二第一項第二号(ハに係る部分に限る。)の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」とみなし、同規則第十八条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。)。

暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第三十四条の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項及び第三項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十八条の三の規定を適用する。

十一月を超える年未満の期間	二十日
別表第二（第二十二条関係）	
親族	
配偶者	
子	五日
父母	七日
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日
父母の配偶者又は配偶者の父母	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
配偶者	一日
おじ又はおばの配偶者	一日